

令和 7 年 第 1 2 回
川西市教育委員会（定例会）議事日程表

会議日時 令和 7 年 6 月 1 9 日（木） 午後 3 時 3 0 分から

場 所 川西市役所 4 階 庁議室

日程 番号	議 案 番 号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	報告 第 3 号	専決報告について (電子黒板の買入れについて)	
5	報告 第 4 号	専決報告について (川西市立学校タブレット型コンピュータの買入れについて)	
6	議案 第 2 4 号	教育行政事務評価報告書の見直しについて	
7	議案 第 2 5 号	教育行政事務評価委員の選任について	
8		諸報告 清和台地区学校のあり方を検討する懇話会の実施報告	
9		諸報告 教職員の働き方改革「共同メッセージ」の発出等について	
1 0		諸報告 令和 7 年 5 月 1 日時点の留守家庭児童育成クラブの待機児童数について	

令和7年 第12回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川西市教育委員会

目 次

- 報告 第 3 号 専決報告について
(電子黒板の買入れについて)
- 報告 第 4 号 専決報告について
(川西市立学校タブレット型コンピュータの買入れについて)
- 議案 第 24 号 教育行政事務評価報告書の見直しについて
- 議案 第 25 号 教育行政事務評価委員の選任について

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月19日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

記

電子黒板の買入れについて

専決第 3 号

電子黒板の買入れについて

電子黒板の買入れについて、市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により専決した。

令和7年6月2日専決

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

電子黒板

〔内容〕

- 1 買入れの物件 電子黒板 108台
- 2 契約の方法 地方自治法施行令第167条第1号に基づく指名競争入札
- 3 買入れの予定価額 20,898,900円
- 4 買入れの相手方 大阪市中央区和泉町2丁目2番2号
株式会社内田洋行 大阪支店
大阪支店長 岡野清吾

【調達品】

商品名	ELMO 65型電子黒板
型番（電子黒板）	EL65R4-E(ECL/CLL)
（標準スタンド）	T-K5342

※初期設定・各校への配送含む

【外観写真等】



専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月19日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

記

川西市立学校タブレット型コンピュータの買入れについて

専決第 4 号

川西市立学校タブレット型コンピュータの買入れについて

川西市立学校タブレット型コンピュータの買入れについて、市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により専決した。

令和7年6月2日専決

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

報告第 号 川西市立学校タブレット型コンピュータの買入れについて

【概要】 川西市立小・中・特別支援学校における1人1台端末（学習者用タブレット型コンピュータ）について、令和2年度に導入した端末の耐用年数経過による経年劣化等に伴い、令和7年度において更新整備を行う

買入れの物件（調達内容）

(1)端末本体	(5)購入台数	(台)
iPad (A16) 128GB Wi-fiモデル	小学校	7,135
(2)付属品	中学校	3,638
タッチペン	特別支援学校	24
ACアダプタ	小計	10,797
キーボード付本体カバー	予備機 ※	1,619
(3)各校への配送	合計	12,416
(4)端末管理機能 Jamf		

令和7年5月1日現在の児童生徒数と同数

児童生徒数の15%（補助条件の上限数）で台数を設定

※ 予備機は、故障時の代替機、指導者用端末として運用する。

買入れ予定価額と買入れの相手方

(買入れ予定価額)
682,880,000円 (55,000円(税込)×12,416台)

- ・補助
県負担 2/3 (国補助金を活用し県に基金を造成し基金から市町に補助を行う)
- ・補助要件
①共同調達会議への参加 ②共同調達
③端末本体の最低スペック基準を満たす ④各種計画の策定・公表 等

(買入れの相手方)
日本電通株式会社 神戸支店

共同調達についての国の方針

GIGAスクール構想の第2期において、「予備機を含む1人1台端末の計画的な更新を行う。」「地方公共団体における効率的な執行等を図る観点から、各都道府県に基金を設置し、都道府県を中心とした統一・共同調達の仕組みを検討する。」とした。(※1)

さらに調達ガイドラインでは、「本事業による端末等の調達は、端末調達に係る市町村の事務負担の軽減やスケールメリットによる端末・サービス等の調達・ランニングコストの低減、共同調達を通じた端末利活用等に係るノウハウの共有による業務改善などを目的とし、原則として、共同調達によることとなっている」とした。(※2)

※1 「デフレ完全脱却のための総合経済対策 ～日本経済の新たなステージにむけて～」 (令和5年11月閣議決定)
※2 「GIGAスクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」 (令和6年4月17日)

共同調達会議と業者選定、契約の方法

調達等ガイドラインに基づき、県に設置された共同調達会議「兵庫県教育の情報化推進協議会」に参加した。

同協議会が実施した「公立学校情報機器整備事業に係る令和7年度兵庫県公立学校における学習者用コンピューター式調達業務（iPad）公募型プロポーザル」による業者選定で、契約の相手方が決定された。

このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。

スケジュール



議案第 24 号

教育行政事務評価報告書の見直しについて

教育行政事務評価報告書の見直しについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和7年6月19日

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項に規定する、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、文部科学省の通知による報告書の見直しを別紙のとおり行うため本案を提出する。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の見直しについて

令和5年2月1日付けの文部科学省からの事務連絡「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（周知）」に基づき、令和7年度より、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価は、地方自治法第233条第5項の規定に基づく「決算成果報告書」の議会への提出及び公表をもって実施する手法に改める。

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（略）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において規定されている教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の運用に係る考え方について、文部科学省の考えを整理しましたので送付します。

事務連絡
令和5年2月1日

各都道府県・指定都市教育委員会 総務担当課 御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（周知）

令和4年地方分権改革に関する提案募集において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）について、事務負担の軽減の観点から報告書の作成に係る提案がなされたところです。これを受け、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、点検・評価の運用に係る考え方について、地方公共団体に対し周知することとされました。

これを踏まえ、この度、下記のとおり点検・評価に関する考え方を整理しましたので、お知らせします。また、このことについて、都道府県教育委員会におかれては域内の市（政令指定都市を除く。）区町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

- 点検・評価は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たしていくことを目的としたものであり、法の規定に基づき、着実に取り組むことが必要であること。
- 点検・評価の項目や報告書の書式、議会への報告方法等の点検・評価の具体的な方法については、各教育委員会が実情を踏まえて判断すべきものであること。そのため、各教育委員会においては、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、例えば、部局横断的な行政評価のなかで行うことや、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類の作成、議会への提出及び公表を行うことをもって、教育行政の推進に資する点検及び評価を行うことができる場合には、法第26条第1項の義務を充足したとしても差し支えないこと。

その際、教育委員会が同条に基づく点検・評価を実施していることが分かるよう

に、報告書やホームページ等にその旨を明示する等の工夫があることが望ましいこと。

- なお、同条第2項で規定される「教育に関し学識経験を有する者」とは、教育委員や現職教員・事務局職員等ではない者で、教育に関して公正な意見を述べることが期待できる者が想定されていることに御留意いただきたいこと。

【参考資料】

○令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

（抜粋）

【文部科学省】

（略）

（8）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に係る議会への報告（26条1項）については、同条の趣旨・目的が十分果たされることを前提に、地方公共団体の判断により、毎会計年度の決算に係る主要な施策の成果を説明する書類の議会への提出（地方自治法（昭22法67）233条5項）をもって行うことが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係
TEL：03-5253-4111（内線4678）

議案第 25 号

教育行政事務評価委員の選任について

別紙の者を教育行政事務評価委員に選任するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和7年6月19日

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定により、教育行政事務評価委員を新たに選任する必要があるため本案を提出する。

教育行政事務評価委員として選任する者

令和7年6月19日現在

	氏 名	役職等	備考
1	澤野 幸司	S61.4～H19.3 宮崎県小学校教員 H19.4～H21.3 宮崎県教育庁北諸県教育事務所 H21.4～H24.3 宮崎県五ヶ瀬町教育委員会 H24.3～H28.3 宮崎県教育研修センター H28.4～H30.3 宮崎県延岡市立南小学校校長 H30.4～H30.10 宮崎県延岡市立教育委員会学校教育課長 H30.10～R6.10 宮崎県延岡市教育委員会教育長 R4.4～R6.3 兵庫教育大学大学院学校教育学研究科客員教授 R6.4～R6.10 兵庫教育大学大学院学校教育学研究科特別教授 R6.10～ 兵庫教育大学大学院学校教育学研究科教授	初任
2	安達 友基子	H18.10 弁護士登録 H18.10～H22.5 梅田総合法律事務所 H22.6～ ルー卜法律事務所 H28.12～ 吹田市教育委員（現教育長職務代理者） R1.9～R5.9 東大阪市社会教育委員 R3.8～ 本市法律相談契約弁護士	4期目

諸 報 告

令和7年6月19日（木）

1. 清和台地区学校のあり方を検討する懇話会の実施報告

（教育政策課）

2. 教職員の働き方改革「共同メッセージ」の発出等について

（教育保育職員課）

3. 令和7年5月1日時点の留守家庭児童育成クラブの待機児童数について

（入園所相談課）

第1回 清和台地区学校のあい方を検討する懇話会



令和7年4月30日
於：清和台小学校
午後3時～

はじめに

懇話会の目的

この懇話会は、普段から学校運営に関わってくださっている学校運営協議会の皆さまを中心にお集まりいただき、意見交換やアイデアを出し合う場としたいと考えております。

清和台地区の学校が、子どもたちにとってより良い教育環境になるよう、率直なご意見を聞かせていただければ幸いです。

第1回懇話会のゴール

- ①今後の意見交換会の実施方法について、皆さまのご意見を伺う。

目次

(1) 清和台地区 地域説明会での意見等について

- (1) 学校規模について
- (2) その他 統合等について
- (3) 通学面について
- (4) 教員の配置や負担について
- (5) まちづくりについて
- (6) 様々な方の意見を聞くことについて

(2) 今年度のスケジュールについて

(3) 今後の意見交換の方法について

目次

(1) 清和台地区 地域説明会での意見等について

- (1) 学校規模について
- (2) その他 統合等について
- (3) 通学面について
- (4) 教員の配置や負担について
- (5) まちづくりについて
- (6) 様々な方の意見を聞くことについて

(2) 今年度のスケジュールについて

(3) 今後の意見交換の方法について

(1) 学校規模について 《意見・質問内容》

現状の学校規模が望ましい

- ①自分の孫の学校は、クラスが24人であっても学校が楽しいと言っている。子どもも保護者も満足しているのであれば、現状維持もあり得るのではないか。
- ②清和台小学校、清和台南小学校で、今のところ問題がないのであれば、このままでいいのではないか。
- ③小規模校は、学年を超えた交流が深いことがよい点だと思った。
- ④小規模だから不幸せではない。小規模だからこそできる教育も検討して欲しい。

学校規模を拡大することが望ましい

- ①学校運営面や教育上でメリットがあると感じたため、早急にやるべきだと思う。
- ②規模が適切でないのであれば、統合するべき。
ある程度の学校規模がある方が、ベターだと考える。
- ③小規模校で人数が少ないために人間関係が固定され、いじめが起こってしまったという経験がある。少人数は問題がこじれると大変。その後、学校に行くのが嫌だった。

(2) その他 統合等について 《意見・質問内容》

- ① けやき坂小を含む清和台中学校区全体で小中一貫校を設立し、特別支援学校も含めた学園を作ることが望ましいと思う。
- ② 小学校の組織としては、清和台南小学校と清和台小学校で一つとみなし、校長は1人、校舎としては第1校舎と第2校舎として両方残すという、組織と箱物を分けたような運営はできないか。

(3) 通学面について 《意見・質問内容》

通学距離が長くなることについて

- ①石道の地域など、統合した場合、通学距離が長くなる子がいる。スクールバスの運行など、どのような配慮を検討しているか教えてほしい。
- ②通学時間は1時間までとされているが、長すぎる。交通量の多い道もあり危険である。
- ③仮に統合した場合、通学距離が一番遠いのはどれくらいの距離か。

通学の安全面について

- ④小さい子どもに大通りを渡らせることは、事故のリスクも大きく、不安である。
- ⑤「子どもの見守り110番」の制度を強化するなど、見守りの体制を検討してほしい。

(4) 教員の配置や負担について 《意見・質問内容》

- ①教員不足に関して、子どもたちが満足に教育を受けられないと聞こえる。保護者への説明の前に、県などに要望できないのか。
- ②清和台南小では、チーム担任制が始まったばかりだが、これからどうしていくのか。教育課程の違う学校を統合することはどうなのかという思いがある。
- ③校務分掌が教職員の負担になっており、クラス数の増加に伴って教職員が配置されるため、人数が多い方がありがたいという話だと理解した。
- ④全学年が単学級となると、教員の配置が少なくなるのか。現在行えている音楽や図工など、専門教科の授業は受けられなくなるのか。
- ⑤教職員配置数は、統合した場合どうなるのか。合計の教職員は減るのではないのか。

(5)まちづくりについて 《意見・質問内容》

まちづくりについて

- ①教育からの視点ではなく、まちづくりの視点を第一に考えるべきだと思っている。順番が逆ではないか。
- ②市全体として人口を増やす施策が必要。新しく入ってくる人を増やすべきではないか。結論を簡単に出すべきではない。

跡地利用について

- ③災害時の対応、避難所のキャパシティとして清和台の避難者は小学校一つで十分か、避難所の運営は誰がやるのか、この説明会に危機管理課の人がいないのはなぜかと思った。まちづくりを進めていく際には様々なステークホルダーが一緒になってやってほしい。

(6) 様々な方の意見を聞くことについて 《意見・質問内容》

- ① 児童や保護者へのアンケートについて、在校生だけでなく、就学前の保護者にも意見を聞いていただきたい。
- ② 説明会に参加できない人も意見を述べられる場を設けてほしい。たくさんの意見が出る仕組みを作してほしい。
- ③ 地域の人とも議論を深めて、何十年前の仕組みではなく、新しい技術や考え方を調べて、取り入れながら進めてほしい。
- ④ 子どもたちの意見も聞いて欲しい。
- ⑤ 何度も意見交換を重ねていてもらいたい。

意見や感想等について

説明させていただいた『地域説明会での意見等』についての感想や、地域説明会後の周りの方々の反応などがあれば、お聞かせいただければと思います。

- (1) 学校規模について
- (2) その他 統合等について
- (3) 通学面について
- (4) 教員の配置や負担について
- (5) まちづくりについて
- (6) 様々な方の意見を聞くことについて

目次

(1) 清和台地区 地域説明会での意見等について

- (1) 学校規模について
- (2) その他 統合等について
- (3) 様々な方の意見を聞くことについて
- (4) 通学面について
- (5) 教員の配置や負担について
- (6) まちづくりについて

(2) 今年度のスケジュールについて

(3) 今後の意見交換の方法について

今後のスケジュール（案）

2025年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
懇話会	第1回	第2回		第3回			第4回	第5回		第6回		第7回	
意見収集		保護者・子ども・教員 対象 意見交換会 ⇒ アンケート						保護者・子ども・教員 対象 意見交換会 ⇒ アンケート					
説明会							第2回					第3回	

意見交換会やアンケート調査の結果についてお伝えします。

教育委員会としての方向性を出したいと考えています。

目次

(1) 清和台地区 地域説明会での意見等について

- (1) 学校規模について
- (2) その他 統合等について
- (3) 通学面について
- (4) 教員の配置や負担について
- (5) まちづくりについて
- (6) 様々な方の意見を聞くことについて

(2) 今年度のスケジュールについて

(3) 今後の意見交換の方法について

今後の意見交換の方法について

地域説明会での「子どもや保護者など、様々な人の意見を聞いて欲しい」という意見を受けて、今後、1学期に以下のような意見交換会を実施したいと考えています。どのように開催すれば多くの参加者が見込め、また多様な意見が集まるか、皆さまからご意見をいただきたいと思ひます。

- (1) 児童対象 意見交換会
- (2) 小学校保護者対象 意見交換会
- (3) 就学前保護者対象 意見交換会

今後の意見交換の方法について

(1) 児童対象 意見交換会(案)

時期 1学期または2学期 探究的な学習のテーマとして取り扱う

対象 各小学校4～6年生

目的

『川西市子ども・若者参加条例』(令和7年4月施行)

わかものさん かじょうれい ほしやう
子ども・若者参加条例で保障していくこと(4条、5条)



わかもの いけんひやうめいけん
子ども・若者の意見表明権

いけん ひやうめい ひつやう じやうほう う けんり
○ 意見を表明するために必要な情報を受ける権利があります。

アンケートが配られたけど、
テーマ自体あんまり知らない。
わかりやすく教えてほしい。



なぜこんな
ルールになって
いるんだろう？



『川西市子ども・若者参加条例』第4条2
子ども・若者は、意見を表明するための前提となる
情報提供を受ける権利を有する。

今後の意見交換の方法について

(1) 児童対象 意見交換会(案)

探究的な学習とは

日常生活や社会について自ら課題を設定し、課題解決を発展的に繰り返し、物事の本質を探っていく学習方法

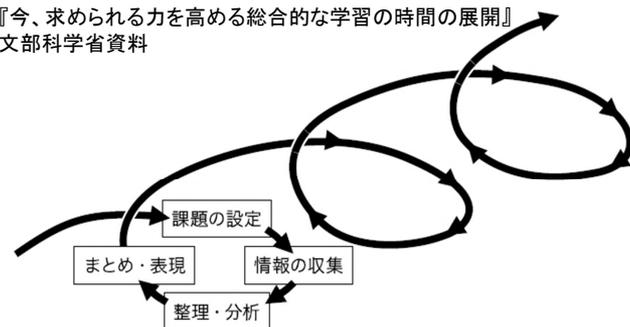
実施方法

【教育委員会が、授業形式で児童と意見交換する】

- ・グループごとに調査したうえで、調査結果を交流し、発表する。
- ・調査方法なども自分たちで考えながら、主体的に学びを進めていく。

※具体的な方法については、学校の先生と相談しながら決めていきます。

『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開』
文部科学省資料



■日常生活や社会に目を向け、児童・生徒が自ら課題を設定する。

■探究の過程を経由する。
①課題の設定
②情報の収集
③整理・分析
④まとめ・表現

■自らの考えや課題が新たに更新され、探究の過程が繰り返される。

探究的な学習における児童の学習の姿

今後の意見交換の方法について

(2) 小学校保護者対象 意見交換会(案)

時期 5月～7月 保護者が集まりやすい日時
対象 各小学校保護者
テーマ

1学年1学級となっている現状の学校生活について、
良いところや困っていることを意見交換する。

教育委員会の想い

- ①子どもが学ぶ環境を第一に考えるため、保護者ならではの意見を聞きたい。
- ②できるだけ多くの保護者に参加してもらいたい。
- ③保護者が自分の意見を自由に言える開催方法にしたい。

今後の意見交換の方法について

(2) 小学校保護者対象 意見交換会(案)

実施方法1(案)

【各学校で、保護者限定の意見交換会を実施する】

- ・ 保護者が意見を言いやすい雰囲気を作るため、グループ分けをしたり保護者同士で話す時間を設けたりするなど、会の進行を工夫する。

実施方法2(案)

【保護者が来校される日に意見箱を設置し、ご意見をいただけるようにする】

- ・ 数日間の期間を設け、できるだけ多くの保護者の意見をいただく機会を確保する。

今後の意見交換の方法について

(3) 就学前保護者対象 意見交換会(案)

時期 対象

5月～7月 就学前保護者が集まりやすい日時
清和台地区に在住の就学前の保護者
※就学前施設に通っていない保護者にも参加してもらう。

テーマ

1学年1学級の小学校のイメージや質問を聞いて意見交換する。

教育委員会の想い

- ①初めて小学校に子どもが就学する保護者に、学校生活を知ってもらいたい。
- ②できるだけ多くの保護者に参加してもらいたい。
- ③保護者が自分の意見を自由に言える開催方法にしたい。

今後の意見交換の方法について

(3) 就学前保護者対象 意見交換会(案)

実施方法1(案)

【清和台地区の各就学前施設で意見交換会を実施する】

- ・ 保護者が意見を言いやすい雰囲気を作るため、グループ分けをしたり、保護者同士で話す時間を設けたりするなど、会の進行を工夫する。

実施方法2(案)

【進学する小学校の雰囲気を知る場を設定する】

- ・ 初めて小学校に子どもが就学する保護者が、学校の様子を知る機会をつくる。
- ・ 小学校の保護者対象の意見交換会に参加してもらう、または、小学校の保護者と意見交換できる場を設定する。

第2回 清和台地区学校のあい方を検討する懇話会



令和7年5月27日
於：清和台南小学校
午前10時～

はじめに

第2回懇話会のゴール

1. 教職員との意見交換会での意見を報告し、意見交流をする。
2. 保護者との意見交換会の具体的な実施方法について情報共有する。

目次

1. 教職員との意見交換会の意見等について

- (1) 小規模校の業務について
- (2) 小規模校の教育について

2. 保護者との意見交換の方法について

目次

1. 教職員との意見交換会の意見等について

- (1) 小規模校の業務について
- (2) 小規模校の教育について

- ① 良い面
- ① 難しい面
- ① どちらの面もある

2. 保護者との意見交換の方法について

(1) 小規模校の業務について

教職員の意見

学校運営について

- ① 子どもも教員も少ないため、子どもの希望するクラブや委員会(児童会活動)が設置できない。
- ② 1学年だけで校外学習に行くと、バス代が高くなる。
- ③ 1年生の下校指導や校外学習で教員の人数が足りず、引率が難しい。
- ④ 空き教室が多いため、不審者対応や避難誘導など、近くの教室から応援を呼ぶことができない。
- ⑤ 体調不良等で教員が休む場合、代替授業や給食指導などの対応が難しい。

委員会設置数(例)

【1学年1学級規模】 5～6委員会

代表、図書、放送、給食、体育、保健

【1学年2学級規模】 7～11委員会

代表、図書、放送、給食、体育、保健、掲示、美化
園芸、生活、縦割り活動

クラブの設置数(例)

【1学年1学級規模】 6～8クラブ

バレー、バドミントン、サッカー、パソコン、卓球、ダンス、手芸、野球

【1学年2学級規模】 7～14クラブ

バレー、バドミントン、サッカー、パソコン、卓球、ダンス、ドッジボール、一輪車
理科実験、将棋、マンガ、音楽、クッキング、写真

校外学習バス代(例)

【1学年25人】 バス1台10万円 $10万 \div 25 = 4,000円$

【1学年80人】₄₁ バス2台20万円 $20万 \div 80 = 2,500円$

学校運営について

⑥ 教員が受け持つ一人あたりの校務分掌数が多くなり、出張も増える。

校務分掌(例)

【1学年1学級規模】教員A … 校内研修、生活・総合、視聴覚

教員B … 安全指導、体育、地区別児童会、職員作業

1学年1学級規模の学校に比べて、1学年2学級規模では教員数が多くなるため、校務分掌を他の教員が分担して受け持つことができ、一人が持つ校務分掌の数が減る。

【1学年2学級規模】教員A … 校内研修

教員B … 安全指導、生活・総合

教員C … 視聴覚、地区別児童会

教員D … 体育

※校務分掌の数は、市内・市外で集まる機会もあるため、学校独自で減らす事は難しい。

※校務分掌の数を減らしたとしても、業務内容を細分化するかの違いであり、業務負担が軽減される事にはつながらない。

学年運営について

- ① 学年団の教員が少ないため、学年業務を少ない人数で分担することになる。
- ② 学年担任が一人であるため責任が重く、相談相手もいないため、担当学年を未経験の場合には受け持つことが難しい。
- ③ 生活指導の際、複数の教員で対応することが難しい。
- ④ 学年担任が一人であるため、担任が考えたことをすぐに実行できるが、一人ですべてを進めるため、見落としや間違いに気付けない不安もある。

学年業務分担について

(例) 主な6年生の学年業務

- ・修学旅行の計画、実施
- ・運動会、音楽会の計画、指導
- ・卒業式の計画、指導
- ・学年行事(球技大会など)
- ・学年通信
- ・校外学習
- ・学年会計
- など

1学年1学級規模の学校

(例) 6年生担当 ⇒ 2名で分担する

6-1担任

専科 or 特別支援

1学年2学級規模の学校

(例) 6年生担当 ⇒ 3または4名で分担する

6-1担任

6-2担任

専科 or 特別支援

専科 or 特別支援

授業について

- ① 授業進度や授業内容など、相談できる人がいないため、自分の指導が合っているか不安。
- ② 自分のやり方や経験で進めるしかなく、同じ学年の教員から学ぶ機会を持ちにくい。
- ③ 運動場や体育館など、施設を自由に使いやすい。
- ④ 教科担任制で複数学年の授業を受け持つため、教材研究の負担が軽減されない。

教科担任制には、

(1) 専科教員による教科担任制 《音楽、図工、英語 など》

(2) 担任間の授業交換による教科担任制

※担任が担当するクラスを交換し、専門とする教科を、担任するクラス以外でも教える仕組み。

(例) 6-1担任⇒6-1, 6-2社会担当 6-2担任⇒6-1, 6-2体育担当

の2種類がある。

教科担任制導入の目的・趣旨や効果について

- ア. 授業の質の向上
- イ. 小・中学校間の円滑な接続
- ウ. 多面的な児童理解
- エ. 教師の負担軽減

《参照 小学校高学年における教科担任制に関する事例集 文部科学省》

担任間の授業交換による教科担任制について

1学年2学級以上の学校は、学年で教科担任制を実施

1学年2学級規模の学校

(例)6年で担任間の授業交換による教科担任制

6-1担任
⇒6年国語、社会

6-2担任
⇒6年算数、体育

1回の教材研究で1組と2組で授業を行うことができるため、教材研究の時間を確保しやすい。

1学年2学級規模の学校

(例)6-1の時間割 ※赤字・・・担任以外の授業

1時間目	2時間目	3時間目	4時間目	5時間目	6時間目
国語	算数	音楽	社会	体育	道徳

(例)6-1担任の1日の時間割

1時間目	2時間目	3時間目	4時間目	5時間目	6時間目
6-1 国語	6-2 国語	授業 準備	6-1 社会	6-2 社会	6-1 道徳

1学年1学級では、学年内で教科担任制を実施できないため、学年を超えて実施

1学年1学級規模の学校

(例)5・6年で担任間の授業交換による教科担任制

5-1担任
⇒5・6年体育

6-1担任
⇒5・6年社会

5年生と6年生で内容が異なるため、2学年分の教材研究を行う必要があり、時間がかかる。

1学年1学級規模の学校

(例)6-1の時間割 ※赤字・・・担任以外の授業

1時間目	2時間目	3時間目	4時間目	5時間目	6時間目
国語	算数	音楽	社会	体育	道徳

(例)6-1担任の1日の時間割

1時間目	2時間目	3時間目	4時間目	5時間目	6時間目
6-1 国語	6-1 算数	授業 準備	6-1 社会	5-1 社会	6-1 道徳

小規模校の良い面

- ① 異学年で交流しやすい。お互いが顔を知っているため、つながりが強く、異学年でも仲が良い。
- ② 人数が少ないことで、一人ひとりが主役となれる機会が増え、自尊心の高い児童が多いと感じる。
- ③ 子どもたちの人間関係が順調であれば、学年運営が行いやすい。
- ④ 異学年で交流することにより、上の学年を見て、下の学年が憧れの気持ちを持ち、自然と磨かれていく。
- ⑤ 大きな行事であっても、人数が少ないため、指導しやすい。

小規模校の難しい面

- ① クラス替えがないため、新年度に「心機一転がんばろう」という意識を持ちにくく、お互いの見方や人間関係が固定化してしまう部分がある。
- ② 親しい友達と離れる状況を経験していないため、中学校で急に人数が増えると大人数の中で耐えられない子がいるのではと心配。
- ③ 子ども同士の大きなトラブルなど、人間関係でつまづきがあっても、逃げ場がない。
- ④ クラス間の交流がないため、学年全体で競い合ったり高め合ったりする機会がない。雰囲気を変えて気持ちを高めたり引き締めたりする指導も難しい。
- ⑤ 教員の数が少ないために、子どもや保護者が相談できる相手も少なくなる。
- ⑥ 行事が寂しく見えないよう、2学年合同で実施するなどの工夫が必要である。

感想や質問など

説明させていただいた『教職員との意見交換』についての感想や、質問など
があれば、お聞かせいただければと思います。

目次

1. 教職員との意見交換会の意見等について

- (1) 小規模校の業務について
- (2) 小規模校の教育について

2. 保護者との意見交換の方法について

保護者との意見交換の方法について

小学校保護者対象 意見交換会 《座談会形式》

清和台小学校

時期 6月18日(水) 9時～

清和台南小学校

時期 7月10日(木) 10時～

テーマ 1学年1学級となっている現状の学校生活について、
良いところや困っていることを意見交換する。

開催方法

- ①清和台地区の現状について、簡単に説明をする。
- ②1学年1学級の現状の学校生活について、良いところを聞く。
- ③1学年1学級の現状の学校生活について、困っているところを聞く。
※近くの方とグループを作り、相談する時間を取り、それぞれのグループから意見を言っていたく。
- ④学校規模についての質疑応答をする。

保護者との意見交換の方法について

小学校保護者対象 意見交換会 《個別意見交換形式》

清和台小学校

時期 7月3日(木)、7月4日(金)、7月7日(月)、7月8日(火)

清和台南小学校

時期 6月19日(木)、6月20日(金)、6月23日(月)、6月24日(火)

※個人懇談開催日 14時～ 随時、意見交換を実施
自由記述のアンケートもあわせて実施

テーマ 1学年1学級となっている現状の学校生活について、
良いところや困っていることを意見交換する。

開催方法

14時から教育委員会が学校の1室に待機し、懇談に来た保護者に立ち寄っていただき、随時、意見や質問を聞いていく。

※懇談の帰りに保護者の方に声かけし、アンケートの提出ならびに意見交換会への出席をお願いする。

保護者との意見交換の方法について

就学前施設保護者対象 意見交換会

時期 7月～8月、参観日等、保護者が来る日で日程調整

場所 各就学前施設

対象 清和台地区に在住の就学前施設に通う保護者

テーマ

1学年1学級の小学校のイメージや質問を聞いて意見交換する。

周知方法

就学前施設より、各家庭に案内文を配布する。

開催方法

- ①清和台地区の小学校の現状について、簡単に説明をする。
- ②学校生活や学校規模について、質疑応答をする。

保護者との意見交換の方法について

未就学児保護者対象 意見交換会

時期	未就学児保護者が集まりやすい日時
場所	小学校
対象	清和台地区に在住の未就学児保護者(就学前施設に通う保護者を含む)
テーマ	1学年1学級の小学校のイメージや質問を聞いて意見交換する。

周知方法

- ①就学前の家庭に案内文を郵送にて通知する。
- ②子育てサークルなどを通じて、開催を伝える。

開催方法

- ①清和台地区の小学校の現状について、簡単に説明をする。
- ②学校生活や学校規模について、質疑応答をする。

児童との意見交換の方法について

児童対象 意見交換会

- 時期** 7月頃～2学期にかけて学校と相談して日時を決める。
- 対象** 清和台小学校、清和台南小学校 4～6年生
- 目標** 自身の経験からだけでなく、調べて得た知識や他者の考えをふまえ、地域の学校の今後について、自分なりの考えをもつ。

学習の流れ(例)

- ①清和台地区の学校の現状について学ぶ。
- ②様々な規模の学校がある事を学ぶ。
- ③自分たちの学校(1学年1学級)の良さや困ったことを考える。
- ④様々な学校の状況を聞き、比べて考え、自分の考えを深める。
- ⑤まとめた自分の考えを発表する。

※現在、各学校の先生と時期や流れを相談中

次回 懇話会の予定

次回予定

日時 7月末

内容 1. 保護者との意見交換会での意見を報告し、意見交流をする。

※1その他、懇話会で議題にしたい内容があれば、6月13日(金)までにメールにて教えてください。それを議題とし、話し合いたいと思います。

※2これから、他市の学校への視察など、懇話会での取り組みができればと考えています。

各市町組合教育長 様

兵庫県教育委員会事務局
教職員企画課長

教職員の働き方改革「共同メッセージ」の発出等について

平素より本県の教育行政の推進につきまして格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先般開催した市町組合教育委員会教育長会議においてご報告しました、標記の「共同メッセージ」について、県においては、5月22日(木)開催予定の兵庫県教育委員会会議にて報告のうえ、発出(公表)することとしています。

については、各市町組合教育委員会におかれましても、教育委員会会議にてご報告頂きますようお願いいたします。なお、ちらしデータの送付は、後日連絡します。

記

1 メッセージの主旨及び内容

(1) 主旨

学校における働き方改革については、保護者や地域の方々の理解・協力を得ながら進めることが重要である。

さらに、県と市町が連携・協働したオール兵庫で取り組む姿勢を見せることで、効果が上がるものと考え、保護者や地域の方々へ理解と協力を求める、県・市町共同メッセージを発出(公表)する。

(2) 内容

① 勤務時間外の対応

- ・相談や連絡等は、教職員の勤務時間内をお願いします。
- ・教職員の勤務時間外は、留守番電話等による対応になります。
- ・夜間・休日を含め学校外のトラブルについては、まず警察や救急・消防等への連絡や相談をお願いします。

② 学校に関わる活動への参画

- ・学校の教育活動への積極的な参画をお願いします。

(・ 県立学校業務支援員 ・ スクール・サポート・スタッフ
・ 不登校児童生徒支援員 ・ 部活動指導員 等)

- ・登下校の見守り、放課後から夜間や休日等の見回りについて、積極的な取組をお願いします。
- ・学校運営協議会等の場で、「学校の働き方改革」について積極的に議題として取り扱っていただくようお願いします。

③ 学校行事・校時表等の見直し

- ・学校行事の意義等をふまえ、内容等を見直す場合があります。
- ・教育課程や校時表を見直し、下校時間が早くなる場合があります。

④ 地域行事への参加

- ・教職員も参加しやすいような内容等の検討をお願いします。

⑤ 部活動改革の推進

- ・中学校の部活動は、地域展開（地域移行・地域連携）を進めています。

2 今後のスケジュール（予定）

- (1) 5月 共同メッセージ デザインの確定
- (2) 5月22日 県教育委員会会議報告、メッセージの発出（公表）
- (3) 7月 ポスター配布

3 留意事項等

- (1) 市町組合教育委員会会議においても、県教育委員会会議開催日前後をめぐり、メッセージ主旨や内容及びスケジュールのお知らせをお願いします。地域等への事前連絡等が必要な場合は、適宜行って頂いて構いません。
- (2) メッセージの発出では、ちらし（電子データ）を配布しますので、保護者や地域にはメール等の配信・各種会議での配布など、実情に応じて周知をお願いします。
- (3) 7月にポスターを配布（1校あたり10枚程度）しますので、校内外への掲示をお願いします。

登下校の見守りや清掃活動など様々な活動に

ご協力をいただきありがとうございます。

兵庫県では、子どもたちの未来に向けて、質の高い教育を実現するため

学校における働き方改革を 推進しています。

引き続き、ご理解・ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

／ 兵庫県では、まずは下記の取組を行います！ ／

超過勤務時間が月 80 時間超の教職員をゼロにすることを最優先で目指しつつ、
すべての教職員が月 45 時間以内となることを目標とします。

参考

教職員の 1 日の勤務時間 7 時間 45 分（例 8:15～16:45 途中 45 分の休憩含む）
教職員の 1 週間の勤務時間 38 時間 45 分（7 時間 45 分 × 5 日）

保護者・地域のみなさまにご理解・ご協力いただきたいこと

01 勤務時間外の対応について

- 相談や連絡等は、教職員の勤務時間内をお願いします。 ● 教職員の勤務時間外は、留守番電話等による対応になります。
- 夜間・休日を含め学校外のトラブルについては、まず警察や救急・消防等への連絡や相談をお願いします。

02 学校に関わる活動への参画について

- 学校の教育活動への積極的な参画をお願いします。
- 登下校の見守り、放課後から夜間や休日等の見回りに
ついて、積極的な取組をお願いします。
- 学校運営協議会等の場で、「学校の働き方改革」について
積極的に議題として取り扱っていただくようお願いします。

例えば ...

・県立学校業務支援員 ・不登校児童生徒支援員
・スクール・サポート・スタッフ ・部活動指導員 等

03 学校行事・校時表等の見直しについて

- 学校行事の意義等をふまえ、内容等を見直す場合があります。
- 教育課程や校時表を見直し、下校時間が早くなる場合があります。

04 地域行事への参加について

- 教職員も参加しやすいような内容の検討をお願いします。

05 部活動改革の推進について

- 中学校の部活動は、地域展開（地域移行・地域連携）を進めています。

学校における働き方改革の主な取組*

*取組の導入時期や進め方は各市町・学校によって異なることがあります。

教職員の意識改革

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・学校全体で、「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施
- ・「業務改善プロジェクトチーム」の検討

業務の整理とマネジメント

- ・「学校・教師が担う業務に係る3分類※」に基づく、14取組の徹底

- ※3分類
 - ・基本的には学校以外が担うべき業務
 - ・学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
 - ・教師の業務だが負担軽減が可能な業務

- ・部活動の「ガイドライン」に基づく、部活動の休養日・活動時間の遵守
(週当たり2日以上以上の休養日。平日2時間、休業日3時間程度の活動時間)

ICT活用による業務の効率化

- ・職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化
- ・ICT活用のための校内研修の開催
- ・欠席連絡アプリやアンケート、配布物のデジタル化、
デジタル採点システム等のICTの積極的な活用

「チーム学校」としての業務改善

- ・「業務改善プロジェクトチーム」の検討
- ・県立学校業務支援員、スクール・サポート・スタッフ、不登校児童生徒支援員、
地域ボランティア等の外部人材の積極的な活用

制度・仕組みの見直し

- ・標準授業時数を大幅に上回る教育課程の編成の見直し
- ・チーム担任制や交換授業の実施等の指導體制の工夫
- ・学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し
- ・教育委員会による各種調査・照会業務・行事・会議等の精選・見直し
- ・中学校における休日の部活動の地域展開（地域移行・地域連携）の推進

執務環境の整備

- ・5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」
- ・ハラスメントのない職場環境づくり

保護者や地域の皆様には、多くの学校で、登下校の見守りや清掃活動など様々な活動にご理解・ご協力を
いただいております。子どもたちの未来のため、今後も引き続き、学校の活動へ力を
お貸しいただきますようよろしくお願いします。

令和7年5月1日時点の留守家庭児童育成クラブ待機児童数について

【今年度の入所状況と精査結果】

令和6年5月1日時点の入所児童数は1,480人で、待機児童数は56人でしたが、令和7年5月1日時点の入所児童数は1,512人と令和6年5月1日時点と比較し32人増、待機児童数は111人で55人増となりました。

夏季休業期間中のみの育成クラブの入所予定者は、65人増となりました。

	令和6年5月1日	令和7年5月1日	増減
通年入所児童数	1,480人	1,512人	32人増
夏季入所児童数*	215人	280人	65人増
待機児童数	56人	111人	55人増

※夏季休業期間中のみの育成クラブの実施学校は以下のとおりです。

久代小・川西小・川西北小・明峰小・多田小・多田東小・緑台小・北陵小
・陽明小（令和7年度新設）・牧の台小（令和7年度新設）

【待機児童の学年別内訳】

（単位：人）

国基準	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
令和6年5月	1	4	15	20	9	7	56
令和7年5月	2	5	15	55	26	8	111

（単位：人）

国基準外	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
令和6年5月	0	1	12	2	0	1	16
令和7年5月	0	5	4	6	0	1	16

【待機児童の校區別内訳】

（単位：人）

国基準	久代	加茂	川西	桜が丘	川西北	明峰	多田	多田東	緑台	陽明	東谷	牧の台	合計
令和6年5月	10	0	10	0	4	11	1	6	3	6	5	0	56
令和7年5月	15	8	1	22	17	21	3	7	4	6	6	1	111

（単位：人）

国基準外	明峰	多田	多田東	東谷	合計
令和6年5月	9	2	5	0	16
令和7年5月	6	4	5	1	16

※国基準外とは、利用可能な民間育成クラブがあるにもかかわらず、市立育成クラブへの入所を希望するなどで待機いただいている待機児童数